

国 総 建 整 2 2 5 号
平成 2 1 年 1 2 月 1 6 日

(社) 日本建設機械化協会会長 殿

国土交通省総合政策局
建設市場整備課



建設企業の成長分野展開を支援する相談体制の整備等について

平素より、建設業行政の推進に特段のご理解・ご協力を賜り、心から御礼申し上げます。
さて、今般、緊急雇用対策（平成 2 1 年 1 0 月 2 3 日緊急雇用対策本部決定）により、「成長分野展開を図ろうとする建設企業の試行的取組に対する支援、相談体制の整備、情報の周知、共有化」及び「成長分野への展開に必要な教育訓練の支援」を推進することとされるとともに、「明日の安心と成長のための緊急経済対策」（平成 2 1 年 1 2 月 8 日閣議決定）により、「建設企業の成長分野展開を図るため、経営相談窓口における相談体制の拡充、情報の周知、共有化の促進」を図ることとされました。

これを受け、国土交通省としては、現在実施しているワンストップサービスセンター事業を拡充等することとし、各地方整備局等及び事業の受託者である（財）建設業振興基金に対し、別添のとおり通知いたしました。

つきましては、貴団体に参考送付いたしますので、貴団体傘下の会員等に対し、適宜、周知をお願いいたします。

国総建整第223号
平成21年12月16日

各地方整備局建政部長 殿
北海道開発局事業振興部長 殿
沖縄総合事務局開発建設部長 殿

国土交通省総合政策局
建設市場整備課長

建設企業の成長分野展開を支援する相談体制の整備等について

今般、「緊急雇用対策」（平成21年10月23日緊急雇用対策本部決定）により、「成長分野展開を図ろうとする建設企業の試行的取組に対する支援、相談体制の整備、情報の周知、共有化」及び「成長分野への展開に必要な教育訓練の支援」を推進することとされた。また、「明日の安心と成長のための緊急経済対策」（平成21年12月8日閣議決定）により、「建設企業の成長分野展開を図るため、経営相談窓口における相談体制の拡充、情報の周知、共有化の促進」を図ることとされた。

については、現在実施しているワンストップサービスセンター事業を下記のとおり拡充等することとするので、各地方整備局等においては、遺漏なきよう対応されたい。

記

1. 専門家派遣による経営相談の拡充等

これまで年度内2回を限度としていた専門家派遣による無料経営相談を、成長分野展開に関する相談については、年度内4回まで実施することができることとし、意欲のある建設企業の取組を一層支援すること。

また、成長分野展開に活用可能な他省庁所管の支援制度等の活用に関する情報提供・相談について、経営相談の一環として適切に実施すること。

2. 雇用維持・能力開発に関する情報提供・相談の適切な実施

依然として厳しい雇用情勢が続いている状況に鑑み、建設企業が雇用する労働者の雇用維持・能力開発に資する雇用調整助成金、建設教育訓練助成金等の各種支援制度の活用に関する情報提供・相談について、経営相談の一環として引き続き適切に実施すること。

特に、雇用調整助成金については、平成20年12月以降、累次に亘る支給要件の緩和、助成率の引き上げなどの制度拡充が行われ、また、本年12月には、明日の安心と

成長のための緊急経済対策の一環として、さらなる要件緩和がなされている。本助成金は、建設企業が成長分野展開を行う際に必要となる従業員の教育訓練等に活用可能であり、その理解及び活用の促進を図ることが重要である。については、同制度の概要資料を本通知と併せて送付するので、積極的な周知を行うこと。

3. 資金繰り支援制度に関する情報提供・相談の適切な実施

年末・年度末を迎えるにあたって、建設企業の資金需要の増大が予想されることから、地域建設業経営強化融資制度、下請資金繰り支援事業、緊急保証制度、セーフティネット貸付制度等の資金繰り支援制度の活用に関する情報提供・相談について、経営相談の一環として引き続き適切に実施すること。

4. 周知

上記について、地方整備局等のホームページ等により周知すること。